

(仮称) 川西市地域公共交通計画策定等支援業務  
優先交渉権者選定に係る公募型プロポーザル

募集要項

令和3年4月

川西市土木部交通政策課

## 1. 目的

川西市（以下「本市」という。）では、まちづくりの基礎となる人の移動の主要な手段として、市民の貴重な財産でもある公共交通のあるべき姿を示す「川西市公共交通基本計画」を平成 27 年 3 月に策定し、第 5 次川西市総合計画のめざす都市像である「であい ふれあい ささえあい 輝きつなぐまち」の実現のため、公共交通によるまちづくりの取組みを進めているところである。

しかし、川西市公共交通基本計画の策定以降、人口減少や高齢化の進展に伴う路線バスの利用者減少や一部路線での減便、全国的なバス事業者における乗務員不足の深刻化、さらには新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う外出行動の自粛による公共交通利用者の大幅な減少により、公共交通事業者の経営努力のみで、現在のサービス水準を維持することは、非常に厳しい状況にある。

今後は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、新しい生活様式が取り入れられることで、これまでの生活行動も変化することが想定されることも踏まえ、引き続き、持続可能な公共交通を確保していくため、「川西市公共交通基本計画」の見直しを行うとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、今後の地域公共交通のあり方や具体的な取組みを示した「(仮称)川西市地域公共交通計画」として改定するものである。

## 2. 参加資格

- (1) 川西市契約規則第 5 条の規定に基づく令和元～3 年度一般競争入札参加有資格者名簿に登録されている者で、下記のすべての要件を満たすものであること。
  - ① 登録事業コードの第 1 位～第 5 位までに「C 1 3 : 都市計画及び地方計画」を選択している測量・建設コンサルタントであること。
  - ② 兵庫県内又は大阪府内に本店若しくは支店等を有する者であること。
- (2) 参加表明日から受託候補者の特定までの間において、下記のすべての要件を満たす者であること。
  - ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
  - ② 川西市入札参加資格者指名停止基準（平成 4 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - ③ 川西市暴力団排除に関する条例施行規則（平成 24 年 6 月 28 日規則第 36 号）に基づく契約等に係る事務における排除措置を受けていないこと。
  - ④ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条により改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていないこと。
  - ⑤ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく、破産の申立てがされていないこと。
  - ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りでない。

### 3. 日 程

- |                 |                         |
|-----------------|-------------------------|
| (1) 募集要項等の公表    | 令和3年4月26日（月）※市ホームページに掲載 |
| (2) 質問事項の締切     | 令和3年5月12日（水）15時まで       |
| (3) 質問事項への回答    | 令和3年5月17日（月）            |
| (4) 参加表明書の提出期限  | 令和3年5月19日（水）17時まで       |
| (5) 企画提案書等の提出期限 | 令和3年5月26日（水）17時まで       |
| (6) 辞退届の提出期限    | 令和3年5月27日（木）17時まで       |
| (7) プレゼンテーション   | 令和3年5月31日（月）13時から       |

※当日の時間、場所等は別途通知します。

- |             |          |
|-------------|----------|
| (8) 審査結果の通知 | 令和3年6月上旬 |
| (9) 委託契約の締結 | 令和3年6月上旬 |

※上記に記載する期日等に変更が生じた場合、応募者に対してあらためて通知します。

### 4. 募集対象業務

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 業 務 名   | （仮称）川西市地域公共交通計画策定等支援業務委託                             |
| (2) 業 務 内 容 | 別紙「特記仕様書」のとおり  |
| (3) 予定履行期間  | 契約締結日 から 令和5年3月31日                                   |
| (4) 委託上限金額  | 総額 8,000,000 円（税込額）<br>但し、初年度の支払いは4,000,000 円を上限とする。 |

### 5. 質問受付及び回答

本募集要項及び別添特記仕様書等に関し、不明な点がある場合は質問書（様式 12）を提出すること。

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 提 出 期 限 | 令和3年5月12日（水）15時まで  |
| (2) 提 出 方 法 | 質問書（様式 12）を電子メールにより提出すること。                                 |
| (3) 回 答 方 法 | 提出された全ての質問について、令和3年5月17日（月）までに参加表明者及び質問者全員に電子メールにて回答を送付する。 |
| (4) 提 出 先   | 川西市土木部交通政策課<br>E-Mail:kawa0175@city.kawanishi.lg.jp        |

### 6. 参加表明書の提出

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 提 出 期 限 | 令和3年5月19日（水）17時まで  |
| (2) 提 出 書 類 | 参加表明書（様式 1）<br>誓約書（様式 2）<br>事業者の概要（様式 3）<br>過去の業務実績表（様式 4）<br>業務実施体制表（様式 5）<br>配置予定技術者の経歴等（様式 6） |
| (3) 提 出 方 法 | 持参または簡易書留郵便（必着）による。  |
| (4) 提 出 先   | 〒666-8501 兵庫県川西市中央町 12 番 1 号<br>川西市土木部交通政策課  |

※受付後、提案者No.を付番した受付票を電子メール（PDF）で送付します。

## 7. 企画提案書等の提出

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 提出期限 | 令和3年5月26日(水)17時まで  |
| (2) 提出書類 | 企画提案書(様式7)<br>本プロポーザルにおける提案(様式8)<br>見積書及び内訳書(様式9、10-1及び10-2) |
| (3) 提出部数 | 10部(正本1部、副本9部)   |
| (4) 提出方法 | 持参または簡易書留郵便(必着)による。  |
| (5) 提出先  | 〒666-8501 兵庫県川西市中央町12番1号<br>川西市土木部交通政策課                      |

## 8. 参加の辞退

参加表明後、本プロポーザルを辞退する場合は、令和3年5月27日(木)17時までに辞退届(様式11)を提出すること。

## 9. 事業者の選定

### (1) プレゼンテーション

#### ① 実施日時

令和3年5月31日(月) 13時から

#### ② 実施場所

川西市役所内 会議室

#### ③ 実施時間

1提案者につき30分以内(プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度)

#### ④ その他

- ・企画提案書及びプレゼンテーションの内容は非公開とする。
- ・審査の公平性を期すため、プレゼンテーションは事業者名を伏せて行うこととする。
- ・提案者ごとの開始時刻については個別に連絡する。
- ・プレゼンテーションは、本事業に直接携わる予定担当者が行い、出席者数は3名以内とする。プロジェクター及びレーザーポインタは市で用意する。
- ・プレゼンテーションは、提出された資料をもとに行うこと。追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。
- ・提出された企画提案書等は返却しないものとする。
- ・提出書類の著作権は提案者に帰属する。ただし、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、川西市情報公開条例(平成4年条例第8号)に基づき、提出書類を公開する。

(2) 選定方法

- ① 事業者の選定は、本市職員で構成する選定委員会において選定する。
- ② 提出書類に基づく業務遂行能力評価及び見積金額評価とプレゼンテーションによる提案内容評価を総合し、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とする。なお、優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者を優先交渉権者とすることがある。
- ③ 参加者が1者の場合、審査において、選定審査票Aのうち提案価格の評価を除いた点数と選定審査票Bの各審査委員の評価の平均点が、いずれも6割以上であれば、その提案者を優先交渉権者とする。
- ④ 2者以上の提案者が同点となった場合、選定審査票Bによる各審査委員の評価点数の合計が高い方を優先交渉権者とする。さらに同点となる場合は、後日くじにより優先交渉権者を決定する。

(3) 選定基準

書類審査及びプレゼンテーションについては、別添「選定審査票」の評価項目及び配点により審査する。

(4) 審査結果の通知

全参加事業者に対して、令和3年6月上旬にメールにて通知する。

(5) 審査結果の公表

下記の事項を川西市ホームページにて公表する。

- ① 全参加事業者の社名
- ② 評価結果

10. 契約の締結

- (1) 優先交渉権者の選定後、企画提案書の内容に基づき、本市と協議のうえ業務内容を確定し、令和3年6月上旬の契約締結を目途に本市と契約手続きを行う。なお、優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者と契約をすることがある。
- (2) 契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに本市と詳細を協議するものとする。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。
- (3) 本業務の受託者は、川西市契約規則に基づき、契約保証金の納付または履行保証保険契約の締結を行うものとする。(受託者が同規則第44条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く)

## 11. 提案者の失格

次の各号のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 本案件期間中に、「2. 参加資格」で規定する要件に抵触するに至った場合
- (2) 提案上限額を超える提案を行った場合
- (3) 提出書類において虚偽の記載がある場合
- (4) 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合
- (5) プレゼンテーション審査に欠席した場合
- (6) 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- (7) 正常な提案の執行を妨げる等の行為があった場合
- (8) 法令並びに川西市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
- (9) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (10) 前各号の定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、選定委員会が失格であると認めた場合

## 12. 提出先及び問い合わせ先（事務局）

〒666-8501 兵庫県川西市中央町12番1号

川西市土木部交通政策課

TEL 072-740-1180

FAX 072-740-1306

E-mail [kawa0175@city.kawanishi.lg.jp](mailto:kawa0175@city.kawanishi.lg.jp)

(別紙)

### 選定審査票 A (書類に基づく評価)

業務委託名：(仮称) 川西市地域公共交通計画策定等支援業務委託

提案者No.		所管課名	交通政策課
--------	--	------	-------

#### (提案価格の評価)

評価項目	評価の方法	配点	評価	係数	評点
1. 価格評価	業務 価格 ・上限額 8,000,000円 ・20×(全提案者のうち最低見積価格/当該見積価格)	20			
評点 小計 (満点 20点)					点

#### (会社の実績及び実施体制の評価)

【評価】	A (係数 1.0)
	B (係数 0.6)
	C (係数 0)

評価項目	評価の方法	配点	評価	係数	評点
2. 業務遂行能力	会社の実績 同種・類似業務の実績について、下記の順位で評価する。 A. 同種業務の実績がある。 B. 類似業務の実績がある。 C. 上記のいずれにも該当しない。	5			
	実施体制 実施体制について、下記の順位で評価する。 A. 業務従事者の内、有資格者が3名以上。 B. 業務従事者の内、有資格者が3名未満。 C. 上記のいずれにも該当しない。	5			
	総括要件 資格要件 統括責任者の取得資格について、下記の順位で評価する。 A. 技術士資格(建設部門:都市及び地方計画)を有する。 B. RCCM(都市及び地方計画)を有する。 C. 上記のいずれにも該当しない。	3			
	責任者 業務実績 同種・類似業務の実績について、下記の順位で評価する。 A. 同種業務の実績がある。 B. 類似業務の実績がある。 C. 上記のいずれにも該当しない。	3			
	担当者 資格要件 主担当者の取得資格について、下記の順位で評価する。 A. 技術士資格(建設部門:都市及び地方計画)を有する。 B. RCCM(都市及び地方計画)を有する。 C. 上記のいずれにも該当しない。	2			
	業務実績 同種・類似業務の実績について、下記の順位で評価する。 A. 同種業務の実績がある。 B. 類似業務の実績がある。 C. 上記のいずれにも該当しない。	2			
評点 小計 (満点 20点)					点

#### (評価の合計)

評点 合計 (満点 40点)	点
----------------	---

(別紙)

## 選定審査票 B (選定委員会 プレゼンテーション評価)

業務委託名：(仮称) 川西市地域公共交通計画策定等支援業務委託

提案者No.		委員名	
--------	--	-----	--

【評価】	A (係数 1.0) : 非常に満足できる。
	B (係数 0.8) : おおむね満足できる。
	C (係数 0.6) : 平均的である。
	D (係数 0.4) : やや不満足である。
	E (係数 0.2) : 全く満足できない。

評価項目	評価の観点	配点	評価	係数	評点
1. 企画提案内容	計画策定	業務目的の理解度	5		
		川西市公共交通基本計画の理解度	5		
		川西市の現状と課題に関する理解度	5		
		業務の進め方・スケジュール	5		
		調査分析手法の提案	10		
	効率的で実効性のある施策等の提案	10			
	積極性	追加提案	10		
2. プレゼンテーション・質疑	説得力	論理的な説明力	5		
	協調性	意思疎通の容易性	5		
評点 合計 (満点 60 点)			点		

